

医政発0831第3号  
令和2年8月31日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

### 具体的対応方針の再検証等の期限について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）における具体的対応方針の再検証等について、下記のとおり対応することとしたため御了知いただくとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体、関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

### 記

#### 1. これまでの経緯

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知）においては、当面の具体的対応方針の再検証等に係る対応について、「都道府県においては「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする」と整理していたところである。

その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年3月4日付け医政発0304第9号厚生労働省医政局長通知）において、2019年度中とされた再検証等の期限に関しては厚生労働省において改めて整理するとしたところである。（※）

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては、具体的対応方針の再検証等の期限について、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされている。

#### 2. 「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえた対応

今般、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところである。また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、「社会保障審議会医療部会」において議論を開始したところである。

このため、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。」

総財準第 154 号  
令和 2 年 10 月 5 日

各都道府県総務部長  
(各都道府県財政担当課、市町村担当課、  
都道府県立病院担当課扱い)  
各指定都市財政担当局長  
(各指定都市財政担当課、市立病院担当課扱い)  
関係一部事務組合管理者  
(都道府県・指定都市が加入するもの)  
関係広域連合の長  
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局準公営企業室長  
( 公 印 省 略 )

#### 新公立病院改革ガイドラインの取扱いについて(通知)

公立病院改革の推進については、「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(令和2年1月24日総務省自治財政局財政課事務連絡)において、「令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請することとしており、当該改革プランの策定に当たっては、厚生労働省が発出した再検証等要請通知を受けて各地域の地域医療構想調整会議において行われる議論等も踏まえること。」とお示したところです。

一方、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和2年7月17日閣議決定)においては、地域医療構想の実現に向けた取組み等の推進による総合的な医療提供体制改革の実施に関し、「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところです。

その後、厚生労働省から、「具体的対応方針の再検証等の期限について」(令和2年8月31日厚生労働省医政局長通知)において、「『2019年度中(※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで)』とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、(中略)改めて整理の上、お示しすることとする。」とされたところです。

また、地方財政審議会が令和2年9月29日にとりまとめた「令和3年度の地方財政への対応に向けた課題の整理」において、「現行の新公立病院改革ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについて改めて再検討すべきである。」との意見が示されたところです。

これらの状況を踏まえ、新公立病院改革ガイドライン(以下、「現行ガイドライン」という。)に

については、当面、下記のとおり、取り扱うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県担当課におかれましては、関係部局並びに貴都道府県内の市町村(指定都市除く。)、企業団及び関係一部事務組合等、関係者に対して速やかに周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 現行ガイドライン等について

- (1) 現行ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについては、その時期も含めて改めてお示しすることとする。
- (2) 各地方公共団体におかれては、本年度が新公立病院改革プラン(以下、「新改革プラン」という。)の標準的な対象期間の最終年度であることを考慮し、現行ガイドラインを踏まえ既に作成している新改革プランの実施状況の点検・評価を実施していただくようお願いする。

### 2. 令和2年度における不採算地区公立病院に係る財政措置について

「不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する財政措置の創設等について」(令和2年4月1日総財準第44号総務省自治財政局準公営企業室長通知)(別添1参照)において、

- ・ 不採算地区の中核的な公立病院・公的病院等に対する特別交付税措置の創設
- ・ 公立病院・公的病院等に係る周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

等についてお知らせしたところであるが、令和2年度においては、当該通知の1(2)②ウに定める特別交付税措置の要件を適用しないこととする。

なお、同通知の2(1)において、1(2)②ウと同様の取扱いとされている特別交付税措置の令和2年度の要件についても、同様の取扱いとする。

### 3. 令和3年度における財政措置について

不採算地区公立病院に関する上記2の特別交付税措置の要件に係る令和3年度以降の取扱い及び「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」(平成27年4月10日総財準第61号総務省自治財政局準公営企業室長通知)により、平成32年度(令和2年度)までとされている財政措置の取扱いについては、令和3年度予算編成過程において、必要な検討を経た上で、改めて通知する。